

富山大学人間発達科学部附属小学校いじめ防止対策基本方針

富山大学人間発達科学部附属小学校

平成29年4月

1 附属小学校 学校教育目標

**奇跡の星「地球」に生きる、
心豊かでたくましく創造的な人間の育成**

2 附属小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

富山大学人間発達科学部附属小学校では、学校、保護者、大学、地域と協力し、いじめ問題の克服に取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）13条に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的に推進するため、「附属小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 理念

- ① いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななくてはならない。
- ② いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、児童が理解できるように行うことが必要である。
- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であり、学校、家庭、大学だけでなく、市や県、国、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指して、連携して取り組むことが大切である。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に、在籍している該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の機器を通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 学校及び学校の職員の責務（いじめ防止対策推進法 第8条を受けて）

- (1) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、大学、地域、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、該当児童を守り、いじめの早期解決のため適切且つ迅速にこれに対処する責務を有する。

- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童に大きな影響力をもつとの認識のもと、児童一人一人について理解を深めるとともに、児童との間に信頼関係の構築に努めなくてはならない。

5 組織

(1) いじめ対策委員会（いじめ防止対策推進法 第22条による）

① 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設定する。

② 構成員

役 職	氏 名	分 担	備 考
校長	根岸 秀行	総括	
副校長	曲師 政隆	総括	
校内教頭	秋盛 勇	対応主任	
生徒指導主事	有島 智美	調査・対応	
学年主任	各学年主任	調査・対応	
養護教諭	松森 由香里	調査・対応	
スクールカウンセラー	根塚 明子		心のケア
関係教員		調査・対応	

③ 開 催

ア 定例会 （7月、2月開催）

イ ケース会議（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

6 いじめの未然防止

(1) 教育活動全体を通して

- ① 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、児童に啓発する。日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つようにする。
- ② 特別活動、学校行事を通して、学級の問題について自分たちで解決できるよう指導したり、学級・学校のなかまと1つのことを成し遂げるよさを味わう場を設けたりする。
- ③ 研究主題「思考の活性化による認識の深まり」のもと、児童一人一人の考え方が尊重され、なかまといっしょに考えを練り上げながら、仲間と問題を解決することのよさを味わう授業を通して学ぶ喜びを感じることを積み上げていくようにする。
- ④ 児童の創意工夫した児童会活動を行い、仲間とよりよい生活をつくっていくようにする。

(2) 道徳教育を通して

- ① 道徳の時間を通して、道徳教育に資する充実に努め、全教師の協力のもと、研修体制を整える。
- ② 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(3) メディアリテラシー教育を通して

- ① 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネット等の機器を使うことができる力を身に付けさせるようにする。必要に応じて、情報機器等の正しい使い方教室などを実施する。

7 いじめ早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 教科担任制のメリットを生かし、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感をもっていじめを認知するようにする。
- ② 定期的（7月・2月）に、アンケート調査、教育相談を行い、また日常の観察による声かけを実施し、個別の状況把握に努める。
- ③ 職員会議の際に、学級で気になる児童の情報交換をし、情報を全教員で共有する。
- ④ 学習中のみならず、休み時間等の雑談等で児童の様子に目を配ったり、日記等を活用したりして交友関係や悩みを把握したりする。

(2) 相談窓口等の組織体制

- ① 定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 教職員に安心をもって相談できる雰囲気づくりに努め、児童の個人情報については対外的な取り扱いの方針を明確にして適切に扱う。

(3) 地域や家庭との連携

- ① 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

8 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。いじめを認知した教職員は、学年主任、生徒指導主事に報告・相談し、生徒指導主事は速やかに事実確認し、校内教頭、副校長、校長に連絡をする。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確にかかわりをもつようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分配慮をする。
- ④ いじめを行う児童に対して、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守るという観点から、警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たるようにする。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分に配慮をする。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。またできる限り不安を除去するとともに、事

態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室で指導するなど、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者等の外部専門家の協力を得るようにする。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家等の外部専門家の協力を得て、再発防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

(6) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

9 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ① いじめにより、当該児童の「生命、身体又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関

係を明確にするための調査を行う。

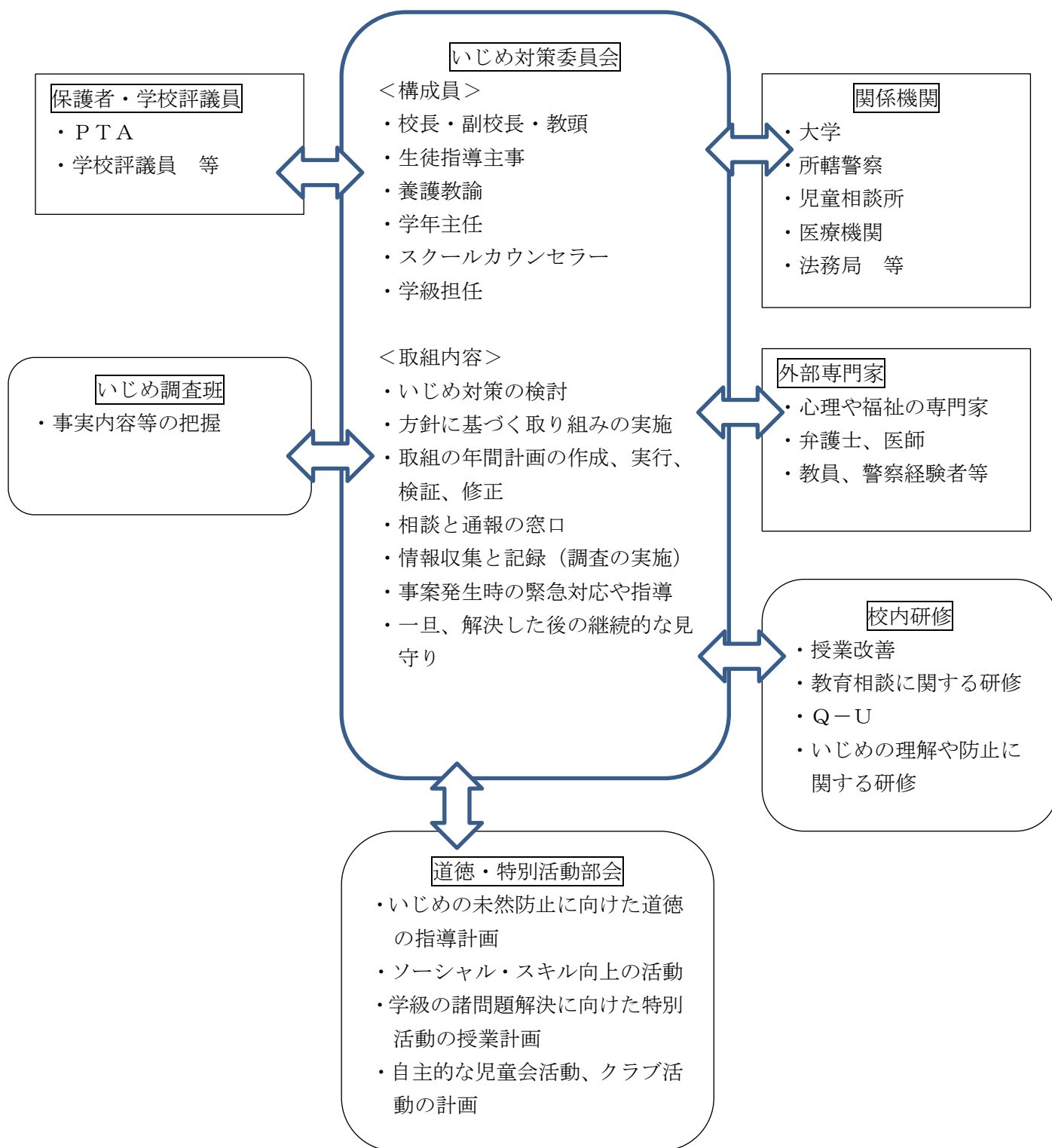
<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発生した場合

<組織の構成>

- ・ 速やかに大学の間人発達科学部長に報告し、大学の間人発達科学部長の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たるようにする。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織図】



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

